

## ○みなかみ町建設工事等予定価格公表実施要領

平成19年9月10日  
告示第87号

(趣旨)

第1条 この要領は、入札契約制度の透明性及び競争性の向上を図ることを目的とし、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の業務委託(以下「建設工事等」という。)の予定価格を公表するため、その事務取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(平28告示23・一部改正)

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、競争入札により契約する建設工事等で、みなかみ町請負業者選定委員会に付議された案件のうち予定価格が次に掲げる金額のものとする。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2の規定による随意契約は、公表の対象から除くものとする。

(1) 建設工事 130万円以上

(2) 測量・建設コンサルタント等の業務委託 50万円以上

(公表の内容)

第3条 公表する内容は、工事名又は業務委託名、入札執行日並びに消費税及び地方消費税相当額を控除した予定価格(入札書比較価格)とする。

(公表の方法)

第4条 公表の方法は、原則として事後公表とし、みなかみ町ホームページ又は新聞に掲載する方法等によって行う。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、公表により適正な入札の執行に支障があると認められる場合、その他特別の理由がある場合は、事後公表を事前公表に変更し、又は公表を行わないことができるものとする。

3 前項において事前公表に変更する場合の公表の方法は、次のとおりとする。

(1) 一般競争入札 入札の公告へ記載する方法

(2) 指名競争入札 指名通知書に記載する方法

(平28告示23・一部改正)

(電磁的方法による入札の特例)

第5条 ぐんま電子入札共同システムによる入札とする場合の手続きその他必要な事項については、別に定めるものとする。

(平28告示23・全改)

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

(平28告示23・旧第7条繰上)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成28年3月11日告示第23号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

みなかみ町建設工事等予定価格公表実施要領の施行にあたり、第6条 町長が別に定める事項

令和3年7月1日

1. 事前公表の対象は、第2条（1）建設工事 130万円以上のみとする。
2. 入札回数は1回とし、落札者がいない場合はこれを中止し不調とする。